

<基本的な理念について>

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」の4つを基本理念としている。

<基本目標について>

3つの基本目標である「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進」、「あらゆる分野における女性の活躍の推進」、「安全・安心に暮らせる社会の実現」については、次期プランについても方向性を維持していく。

<体系、重点目標、目標値について>

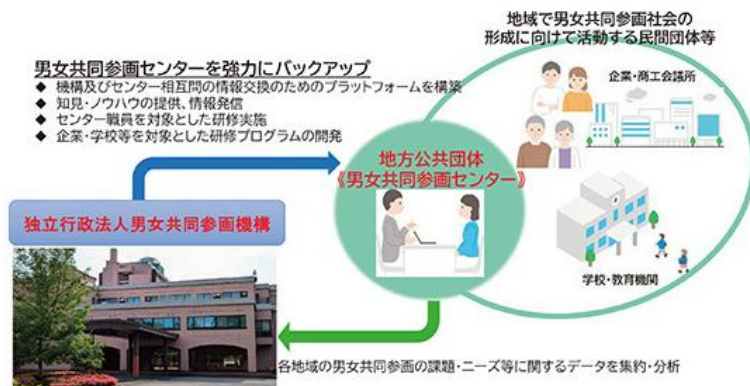
意識調査の結果や新たな取組の成果と課題等を踏まえ、重点目標、目標値の見直しを検討する。

令和8年度スケジュール及び議題（調整中）

7月～8月頃	第1回	意識調査の結果報告 骨子（体系、重点目標、目標値等）の検討
10月～11月頃	第2回	素案の検討
11月～12月頃	-	パブリックコメントの実施
1月頃	第3回	最終案の検討

<国の取組み>

- 第6次男女共同参画基本計画の策定の動き
国の計画を踏まえた、次期プランの検討を進めていく。
- 各種法律等の改正の動き
独立行政法人男女共同参画機構法の施行（R8.4.1～）
機構法とあわせて、男女共同参画社会基本法が一部改正され、男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられた。



機構と男女共同参画センターの関係イメージ

<県の取組み>

- 香川県男女共同参画センターふらっとぴあ香川」の開設
- 「輝く女性のかがわ応援団」の発足
R7.11.18の男性リーダーの会の地域シンポジウムを機に
知事と全市町長とで発足

